

※今後、厚生労働省からのQ&A等が発出された場合は、当該Q&A等に基づき事務処理を行っていただく必要があることを申し添えます。

No	サービス種別	報酬・基準	区 分	質問	回答
1	訪問介護及び指定相当訪問型サービス	報酬	同一建物減算	訪問介護の同一建物減算について、「同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合」の算出は「訪問介護」と、併せて指定を受ける「訪問型サービス」はそれぞれに集計するとされているが、「正当な理由」に例示されている「判定期間の1月当たりの延べ訪問回数が200回以下であるなど事業所が小規模である場合」の判定も同様に取り扱うか。	同一建物減算の判定に当たっては、原則として、訪問介護と指定相当訪問型サービスを合算せずそれぞれに判定することから、正当な理由の判断についても同様とします。 ただし、訪問介護と一体的に提供する指定相当訪問型サービス該事業所の利用者が、同一敷地内建物の有料老人ホーム等の利用者に限定される状況がある等、当該減算の趣旨である効率的なサービス提供がなされていると認められる場合は、正当な理由に該当しないと判断します。 厚生労働省に確認の上、上記のとおり判断したところではありますが、北海道内の指定権者における判断と均衡を図るため、旭川市においても原則の取扱いによるものとします。 (令和7年1月6日修正)